

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約に関する協議書

香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）に加入する地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日から関係団体が増加するに当たり、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約（以下「規約」という。）に規定する、関係団体の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

協議して定めるべき事項

- 1 規約第 13 条第 2 項（職員の定数及び配分）
- 2 規約第 14 条第 2 項（負担すべき経費の額）

協議して定めた事項

1 職員の定数及び配分

規約第 13 条第 2 項に規定する協議会の事務に従事する職員の定数は、23 名とし、その配分は、次の表の左欄に掲げる関係団体に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。

関係団体名	人数
香川県	6 名
高松市	2 名
丸亀市、 <u>坂出市、善通寺市</u> 、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町	1 名

2 負担すべき経費の額

規約第 14 条第 2 項に規定する各関係団体が負担すべき経費の額は、次のとおりとする。

費 目	負担割合
①各市町の職員の給与(②の職員の給与を除く。)	市町ごとに負担する。
②高松市の職員のうち総務・企画グループに属する者の給与	総額の 2 分の 1 については厚生労働省が行う水道統計調査による有収水量割により、
③市町職員の視察・調査に係る旅費	総額の 2 分の 1 については均等割により、按分して各市町が負担する。
④その他の人件費	全額香川県が負担する。

事業費	①委託料(②及び③の委託料を除く。)並びに使用料及び賃借料	総額の3分の1を香川県が負担する。 総額の3分の2のうち、2分の1については厚生労働省が行う水道統計調査等による有収水量割により、2分の1については均等割により、按分して各関係団体が負担する。
	②水道事業認可申請書作成事業に係る委託料	総額の3分の1を香川県が負担する。 総額の3分の2のうち、2分の1については厚生労働省が行う水道統計調査等による有収水量割により、2分の1については均等割により、按分して各関係団体等が負担する。
	③システム開発に係る委託料	総額の2分の1については厚生労働省が行う水道統計調査等による有収水量割により、総額の2分の1については均等割により、按分して関係団体が負担する。
	④その他の事業費	全額香川県が負担する。

3 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、関係団体の長が協議して別に変更協議書を取り交わすものとする。

4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、関係団体の長が協議して定めるものとする。

5 協議の発効

この協議は、平成27年4月1日から発効する。

6 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

7 従前の協議の失効

平成27年3月31日付け規約に関する協議書は、この協議の成立の日をもってその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書17通を作成し、関係団体の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月 日

香川県

香川県知事 浜田 恵造

高松市

高松市長 大西 秀人

丸亀市

丸亀市長 梶 正治

坂出市

坂出市長 綾 宏

善通寺市

善通寺市長 平岡 政典

観音寺市

観音寺市長 白川 晴司

さぬき市

さぬき市長 大山茂樹

東かがわ市

東かがわ市長 藤井秀城

三豊市

三豊市長 横山忠始

土庄町

土庄町長 三枝邦彦

小豆島町

小豆島町長 塩田幸雄

三木町

三木町長 筒井敏行

宇多津町

宇多津町長 谷川俊博

綾川町

綾川町長 藤井賢

琴平町

琴平町長 小野正人

多度津町

多度津町長 丸尾幸雄

まんのう町

まんのう町長 栗田隆義